

# 寝屋川市高齢者保健福祉計画策定業務委託仕様書

## 1 委託業務名

寝屋川市高齢者保健福祉計画策定支援業務委託

## 2 目的

老人福祉法第20条の8第1項の規定による「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体とした「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2024～2026）」（以下、「計画」という。）を策定することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 4 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

### (1) 現状分析

ア 高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する現状把握及び課題等の整理

(ア) 寝屋川市における高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する現状及び課題の整理

(イ) 寝屋川市高齢者保健福祉計画の進捗状況の分析及び課題の整理

(ウ) 寝屋川市総合計画、寝屋川市地域福祉計画等、本市の他の施策との整合に係る整理

(エ) 国・府及び他の自治体の動向把握

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和3年1月29日、厚生労働省告示第29号）を参考に、今後、新たに国や府から計画策定に関する指針等が示されることが想定されるため、その動向を把握すること。また、当該指針等の発信による他の自治体の動向についても把握すること。

(オ) その他調査に必要な事項に関する提案及び支援

### (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の集計、分析

ア 回収された調査結果を点検の上、厚生労働省から提供される介護予防・日常生活圏域ニーズ調査データ入力支援エクセルに入力する。地域包括ケア見える化システムにデータを取り込み得られた結果を、本市の

特徴について分析を行うとともに他市や近隣市等との比較及び分析を行い、計画において検討すべき施策や課題を整理する。

ただし、地域包括ケア見える化システムへのデータ取り込みについては、市で実施する。

**【調査対象者】**

日常生活圏域ニーズ調査 2,000 人（前回回収率 65.1%）

イ 調査報告書の作成

調査結果をわかりやすく整理し、報告書として取りまとめ、7月中旬開催予定の高齢者保健福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）開催までに電子データで提出すること。

(3) 在宅介護実態調査結果の集計、分析

ア 回収された調査結果を点検、入力、集計し、厚生労働省から提供される自動集計分析ソフトに入力する。

また、調査結果を認定ソフト 2021（SP1）に入力し、地域包括ケア見える化システムで閲覧可能な指標として追加されたデータにより、本市の特徴について分析を行うとともに他市や近隣市等との比較及び分析を行い、次期計画において検討すべき在宅介護の実態、課題等を整理する。

ただし、認定ソフト 2021（SP1）へのデータ入力については、市で実施する。

**【調査対象者】**

在宅介護実態調査 400 人

イ 調査報告書の作成

調査結果をわかりやすく整理し、報告書として取りまとめ、7月中旬開催予定の委員会開催までに電子データで提出すること。

(4) 高齢者保健福祉計画推進委員会への支援（5回開催予定）

ア 委員会への出席

イ 委員会に必要な資料を作成し、本市と協議の上決定した期日までに電子データにより提出すること。

ウ 委員会の内容について、議事録（要旨）を作成し、本市と協議の上決定した期日までに、電子データ（Word形式）により提出すること。

(5) 打合せ

受託者は、本市から打合せの申出があったときは、本市が指定する場所に出向くこと。

また、打合せ記録簿（任意様式。打合日、参加者、内容、次回への課題、その他必要な事項を記録する。）を作成し、本市と協議の上、決定した期日までに電子データ（Word 又は Excel 形式）により提出すること。

(6) 介護保険サービス見込量、介護保険給付費及び地域支援事業費の推計並びに保険料算定等に関する業務

ア 高齢者・要介護者等の実態の分析把握

イ アを踏まえた市の総人口・高齢者人口・被保険者数・認定者数等の推計

ウ 計画期間各年度におけるサービス種類ごとのサービス見込量、事業費の推計

エ 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとのサービス見込量の推計

オ 地域支援事業の見込量及び事業費の算出支援

カ ア～オの見込等を基にした第1号被保険者の介護保険料の試算

※ オを除くア～カについては、地域包括ケア「見える化」システムを活用して行い、本市と協議の上決定した期日までに、総括表を電子データで提出すること。なお、その際、推計結果のワーニングチェックを行い、本市と調整の上補正を行うこと。

(7) 計画作成業務

ア 計画骨子案の作成

各調査結果等を踏まえ、基本理念、施策の体系、重点施策等を明確にし、計画骨子案を作成すること。

イ 計画素案の作成

(1)～(3)、(5)及び委員会の意見を踏まえ、計画で取り組む事項を検討し、計画素案を作成する。なお、計画素案は審議・検討結果等に基づき修正すること。

ウ パブリック・コメント手続の実施支援

計画素案に関して、寝屋川市が実施するパブリック・コメント手続について、資料作成や意見に対する対応策の作成等の支援を行う。

エ 計画書の作成

パブリック・コメント手続による意見及びその回答を踏まえ、計画書及び計画の概要版を作成し、本市が定める期日までに電子データ（Word 又は Excel 形式及び PDF 形式）で提出すること。

なお、計画書のイメージ・レイアウト図については、主に現行計画である「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2021～2023）」の計画書と概要版を元に、どんな人でも読みやすいよう、ユニバーサルデザインの観点を

含むものとする。

## 5 注意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、必要に応じその都度協議及び連絡を行い進めること。なお、今後、新たに国や府より計画策定に関する指針等が示された場合や、委員会の意見、市の方向性の修正等による計画の修正作業に制限を加えないこと。
- (2) 今後、新たに国や府より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- (3) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知りえた事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (4) 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (5) 本委託業務実施中に生じた受託者の責めによる事故、損害については、受託者の責任で処理すること。
- (6) 受託者は、本委託業務の実施に必要な資料を本市から借り受けた場合は、当該資料を善良な管理者の注意をもって適正に管理し、業務完了後速やかに返却すること。
- (7) 本委託業務の履行に際し、第三者の著作物、特許、実用新案その他の知的財産を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (8) 本委託業務の成果物の所有権及び著作権は本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物に関する中間生成物を本市の承諾なく貸与、公表又は使用してはならない。
- (9) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 6 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上処理するものとする。